

令和6年度岡山県井原市立高等学校入学者選抜実施要項

令和6年度岡山県井原市立高等学校入学者選抜は、この要項の定めるところによる。

一般入学者選抜 [第Ⅱ期]

1 募 集

(1) 応募資格

岡山県井原市立高等学校（以下「高等学校」という。）に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和6年3月中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集人員

次のとおりとする。

学 科 名	募 集 定 員
普 通 科	昼 間 部 40名
	夜 間 部 40名

(3) 第2次募集

必要と認められた場合は別に定める。

2 出 願

(1) 出願の制限

ア 原則として、成年に達しない志願者は、保護者の現住所から通学することができること。

イ 志願者は、公立定時制課程一般入学者選抜 [第Ⅱ期] の2以上の高等学校を併願することはできない。

ウ 入学願書提出後、志願校又は志願部を変更することはできない。

(2) 出願の期間

令和6年3月19日（火）午前9時から午後4時30分まで

3月21日（木）午前9時から午後4時30分まで

3月22日（金）午前9時から正午まで

なお、郵送による場合は、3月21日（木）午後5時までに到着したものに限り。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定事項を記入し、在学若しくは出身中学校等の校長又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に高等学校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条に該当する者(前頁在外教育施設の卒業(見込)者を除く。以下同じ。)は志願者本人から提出することができる。

名 称	様 式	部 数
入 学 願 書	1	1部
自 己 申 告 書 (該 当 者 の み)	県の様式 (*)と同じ	長期欠席者、過年度卒業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出

* 「県の様式」とは「令和6年度 岡山県高等学校入学者選抜実施要項」が定めている様式をいう。以下同じ
 イ 中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して提出期間内に、高等学校に提出する。

名 称	様式	部 数	提 出 期 間
入学志願者一覧表	2	昼・夜別に各2部	3月19日(火) 午前9時～午後4時30分 3月21日(木) 午前9時～午後4時30分
調 査 書	県の様式 と同じ	各志願者について1部	3月22日(金) 午前9時～正午 (郵送は3月21日(木) 午後5時必着)

ウ 調査書の客観性と信頼性を高めるため、中学校等の校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、その記入や取扱いについては、特に公正、確実を期すること。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された入学出願関係書類を所定の期間・方法等により適正に処理するとともに、入学志願者数を様式3により令和6年3月22日(金)に市教育委員会学校教育課長あて報告する。

(4) 特別出願の手続

やむを得ない理由により保護者と同居できないなど特別出願に該当する場合は、出願に先立って、次のア、イ、ウにより、関係書類を提出し、許可を受けなければならない。

ア 提出期間 令和6年1月10日(水)から3月18日(月)午後4時30分まで

イ 提出先(提出部数) 井原市立高等学校(2部)

ウ 提出書類(特別出願を裏付ける証明書類)

(a) 特別出願許可申請書(様式は井原市立高等学校に請求)

(b) 理由を裏付ける証明書類

○ 関係者全員の住民票の写し

なお、住民票の写しについては、世帯主及び続柄が記載され、本籍及び個人番号(マイナンバー)が省略されたものであること。

○ その他(例:実際に居住していることを示す資料、転勤証明書等)

(5) 入学選抜手数料

井原市立高等学校入学選抜手数料及び授業料に関する条例(昭和39年条例第59号)の定めるところによる。

ア 入学選抜手数料は、入学願書提出の際、現金1,500円を納入する。

イ いったん受領した入学選抜手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(6) 入学願書の配布

令和5年12月7日(木)以降、井原市立高等学校に直接請求すること。

(7) その他

出願に当たっては、高等学校が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

(1) 実施期日 令和6年3月25日(月)

(2) 日 程

集合時刻 午前8時50分

学力検査等

教 科	開始時刻	終了時刻	時 間
国 語	9:20	~ 10:00	40分
数 学	10:15	~ 10:55	40分
英 語	11:10	~ 11:50	40分
作 文	12:50	~ 13:20	30分
面 接	13:40	から	

※英語は聞き取り検査を含む。

(3) 実施場所 井原市立高等学校

(4) 配慮事項

学力検査等を受検するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者及び日本語指導が必要な外国籍生徒等で特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、事前に高等学校と十分相談すること。

なお、特別な配慮を必要とする志願者について相談する場合は、中学校等の校長は病気や障害、日本語能力等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書(県の様式を用いてよい)を高等学校に提出すること。

(5) 出題の方針

ア 令和2年度までの学習については、平成27年文部科学省告示第61号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。ただし、平成29年文部科学省告示第94号(中学校特例告示)を踏まえた出題とする。

令和3年度以降の学習については、平成29年度文部科学省告示第64号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。

イ 各教科とも基礎的・基本的事項を中心とし、思考力、判断力、表現力等をみる問題を含める。

(6) 問題の作成

学力検査の国語、数学、英語の問題は、岡山県教育委員会が作成したものを使用する。

(7) 学力検査実施委員会

ア 学力検査実施委員会は、高等学校に設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 学力検査実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は高等学校の所属職員の中から委員長が選任する。

(8) 実施後の処理

答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、各教科の得点（各教科70点満点）を合計し、その合計得点を基に「学力検査の評定」とする。

(9) 答案の返還

高等学校長は、令和6年3月28日（木）に市教育委員会学校教育課に答案を返還する。

4 作 文

(1) 志願者には、作文を実施する。

(2) 実施期日及び場所 令和6年3月25日（月）井原市立高等学校

(3) 学力検査実施委員会に準じて作文実施委員会を設けて実施する。

(4) 実施の方法については、令和6年3月25日（月）、学力検査終了後志願者に指示する。

5 面 接

(1) 志願者には、面接を実施する。また、自己申告書を提出した者には、自己申告書に係る面接を実施する。

(2) 実施期日及び場所 令和6年3月25日（月）井原市立高等学校

(3) 学力検査実施委員会に準じて面接実施委員会を設けて実施する。

(4) 実施の方法については、令和6年3月25日（月）作文終了後志願者に指示する。

(5) 高等学校長は、面接実施状況報告書を作成して、令和6年4月5日（金）までに市教育委員会学校教育課長あて報告する。

6 選 抜

(1) 選抜の方針

ア 選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・作文・面接の結果及び自己申告書等を資料として、総合的に判断する。

イ 調査書については、中学校等の教育の全領域にわたる成果を的確に判断するための資料として重視する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないように配慮する。

ウ 学力については、調査書の「学習の記録」に記載された評定から求めた換算点と学力検査の結果から求めた合計得点とを基に、高等学校長が「調査書の評定段階」と「学力検査の評定段階」をそれぞれ定め、相関表を作成して判定する。調査書の換算点の算出においては、学力検査を実施しない教科及び第3学年の評定を重視して取り扱う。

(2) 選抜委員会

ア 選抜委員会は、入学者の選抜を行う。

イ 選抜委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は高等学校の教頭、教諭及び講師の中から委員長が選任する。

(3) その他

ア 選抜に当たって使用した資料は、公表しない。

イ 高等学校長は、選抜終了後、令和6年3月28日（木）に、学力判定原簿（様式4）を市教育委員会学校教育課長あて提出する。

7 合格者の発表

(1) 令和6年3月28日（木）午前9時から正午までの間に、高等学校及び高等学校のWebページで発表する。

(2) 高等学校長は、合格者数報告書（様式5）については令和6年3月28日（木）に、入学者選抜の経過及びこれに伴う反省事項については、令和6年4月5日（金）までに、市教育委員会学校教育課長あて報告する。また、令和6年3月29日（金）までに反省事項を岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室長あて報告する。

(3) 高等学校長は、合格者に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合、合格通知書等受領書（様式6）の提出を求める。

8 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

(1) 本人提供の請求ができる者

井原市立高等学校一般入学者選抜の受検者及び受検者の保護者

(2) 本人提供の対象となる個人情報の内容

学力検査の各教科の得点

(3) 本人提供を実施する期間

令和6年3月29日（金）から4月11日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 本人提供を実施する場所

井原市立高等学校

(5) 確認のための必要書類

ア 受検者本人の場合は、受検票

イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券等）

※ 写真が貼付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。（健康保険の被保険者証、国民年金手帳等）

※ 入学願書に署名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類（住民票の写し等）を併せて確認する。

9 その他

(1) 市教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。

(2) 出願について不正の事実（学歴、通学区域、調査書等）があるときは、入学許可後といえども入学を取り消すものとする。

(3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第28条の規定により5年間である。

各 種 樣 式

該当部分を ○で囲む	令和6年 卒業見込	過年度 卒業	※受検 番号
---------------	--------------	-----------	-----------

入学願書

令和 年 月 日

岡山県井原市立高等学校長 殿

在学又は出身中学校名

志願者署名

保護者署名

志願者写真

- 縦4 cm, 横3 cm
- 正面上半身, 無帽
- 令和5年12月1日
以降に撮影のもの
- 白黒, カラーを
問わない。
- 裏面に在学(又は
出身)中学校名
及び氏名を記入し
て貼付する。

わたくしは、貴校に入学したいので、次のとおり出願します。

もし事実と相違しているときは、除籍されましても異議を申し立てないことを
誓約します。

記

1 志願者 現住所

2 保護者 現住所

志願の科・部

普通科(昼間部・夜間部)

入学願書の記載事項は事実であることを認めます。

中学校長

氏名

公印

受検票

発行者	岡山県井原市立高等学校 校長 小林 高 樹
※ 受検番号	
志願者氏名	
在学又は 出身中学校名	

学力検査等日程

集合時刻 8:50 英語 11:10~11:50
国語 9:20~10:00 作文 12:50~13:20
数学 10:15~10:55 面接 13:40~

1 学力検査は、令和6年3月25日(月)
に行います。

2 受検者は、午前8時50分までに本校に
集合しなさい。

なお、遅刻しても午前9時40分までで
あれば、受検できます。

3 受検中は、この受検票を常に所持して
おきなさい。

学力検査の当日持参するものについて

- 1 検査室へ持って入るもの(ただし、問題の内容によっては、使用しないものもあります。)

受検票、鉛筆(黒色。シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ものさし、三角定規でもよい。)

2 検査室へ持ち込んでもよいもの

鉛筆けずり、鉛筆入れ、時計、座ぶとん

※ ただし、分度器、分度器機能のついた定規、分度器機能のついたコンパス、三角スケール、計時機能以外の機能をもつ時計、携帯電話やスマートフォンなどの通信機器等、学力検査の公正を欠くおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めません。

3 上履き、弁当を持参してください。

(注意) 受検票を紛失したり、忘れたりしたときは、本校事務室に連絡して受検票を再交付してもらってください。

様式1の裏面

記入上の注意

- 1 黒又は青インク(ボールペン可)を使用し、楷書ではっきりと記入する。消せるボールペンは使用しない。
- 2 ※欄には記入しない。
- 3 日付は、入学願書を作成した日を記入する。
- 4 志願者署名及び保護者署名は、住民票どおりに、それぞれ本人が本名を記入する。
- 5 保護者とは、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人を指す。
- 6 現住所は、生活の本拠として実際に住み、生活している場所を記入する。したがって、必ずしも住民票の住所と一致するとは限らない。
- 7 保護者の現住所が志願者の現住所と同一の場合は、「志願者と同じ」のように記入してもよい。
- 8 志願の科・部については、()内は○で囲み、志願しない部を棒線~~で~~抹消する。
- 9 特別出願者は、特別出願許可通知書を添付する。
- 10 誤記入をした場合は、該当部分を二重線で抹消し、訂正する。訂正印の押印は不要である。

入学志願者一覧表

令和 年 月 日

岡山県井原市立高等学校長 殿

中学校長 氏 名

普通科 (部)

※ 受 検 番 号	志 願 者 氏 名	性 別	備 考	
			①	②

- 備 考
- 1 備考①欄には、特別出願を許可された志願者がある場合に○印を記入すること。
 - 2 備考②欄には、自己申告書を提出する志願者がある場合に○印を記入すること。ただし、厳封している場合には、△印を記入すること。
 - 3 継ぎ紙は 35 行とする。

入学志願者数報告書

令和 年 月 日

井原市教育委員会学校教育課長 殿

岡山県井原市立高等学校長 小林 高樹

科・部名	募集 定員	一般入学 募集人員	令和5年3月卒業予定者			過年度卒業者			計			超過又は 不足数	
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
普通科・昼間部			<	>	<	>	<	>	<	>	<	>	
普通科・夜間部			<	>	<	>	<	>	<	>	<	>	

備考1 < > に自己申告書提出者を内数で記入する。

2 「超過又は不足数」欄は、「一般入学募集人員」と「合計」の「計」欄の過不足を記入し、不足数には△印を付ける。

年度 学力判定原簿

No. _____

岡山県井原市立高等学校 普通科 (_____ 部)							印								
受検番号	氏名	性別	出身 中学校	調査書		学力検査								判定	
				換算点	評定	国語	社会	数学	理科	英語	計	換算点	評定		
行 数 2 5 行															
小 計															
合 計															

合格者数報告書

令和 年 月 日

井原市教育委員会学校教育課長 殿

岡山県井原市立高等学校長 小林 高樹

科・部名	募集定員		一般入学者選抜				合格者合計			超過又は不足数	
	入学者		完全受検者		合格者		男	女	計		
	男	女	計	男	女	計					
普通科・昼間部	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>
普通科・夜間部	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>
合計	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>	<>

備考 1 < > に自己申告書提出者を内数で記入する。

2 「超過又は不足数」欄は、「募集定員」と「合格者合計」の「計」欄の過不足を記入し、不足数には△印を付ける。

合格通知書等受領書

令和 年 月 日

岡山県井原市立高等学校長 殿

中学校長 氏名

公印

合格通知書等を受領いたしました。

